稲わら等を<u>自分の農地以外から収集し</u>、飼料として販売・譲渡する方は、届出が必要です。

稲わら等を<u>自分の農地以外から収集</u>、又は<u>他者から購入し</u>、 有償無償にかかわらず、<u>飼料として第三者に提供</u>している方 が該当します。

自分の農地の稲わら等を提供している方は、該当しません。

該当する方は、裏面の飼料販売業者届に必要事項を記入し、正本と副本の2部を 栃木県農業環境指導センターに提出してください。届出様式は、当センターIPから ダウンロードすることもできます。



根拠法令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律;第3条第1項及び第50条及び第70条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則;第69条

【提出先および問い合わせ先】

栃木県農業環境指導センター 検査課

〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 河内庁舎 別館3階

URL http://www.jppn.ne.jp/tochigi/index.html